

介護老人保健施設やましろ使用料・手数料等徴収条例

平成 19 年 3 月 5 日

組 合 条 例 第 9 号

改正 平成 23 年 7 月 13 日 組合条例第 3 号
平成 24 年 3 月 30 日 組合条例第 2 号
平成 26 年 2 月 20 日 組合条例第 1 号
平成 26 年 11 月 26 日 組合条例第 7 号
平成 27 年 3 月 30 日 組合条例第 2 号
平成 30 年 3 月 27 日 組合条例第 5 号
令和元年 9 月 30 日 組合条例第 6 号
令和元年 11 月 11 日 組合条例第 8 号
令和 2 年 11 月 18 日 組合条例第 8 号
令和 5 年 5 月 23 日 組合条例第 5 号
令和 6 年 3 月 28 日 組合条例第 3 号

(使用料及び手数料等の額)

第 1 条 介護老人保健施設やましろを利用する者の使用料及び手数料等（以下「料金」という。）の額は、次に定めるところによる。

(1) 通所リハビリテーション 次に掲げる額の合計額

ア 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（令和 6 年厚生労働省告示第 86 号）により算定した額

イ 介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。）に規定する日常生活に要する費用等として、別表第 1 に定める額

(2) 短期入所療養介護 次に掲げる額の合計額

ア 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準により算定した額

イ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 51 条の 3 第 2 項第 1 号及び第 61 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する特定介護保険施設等及び特定介護予防サービス事業者における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（令和元年厚生労働省告示第 101 号。以下「食費に関する告示」という。）により算定した額（以下「基準費用額」という。）。ただし、施行規則に規定する要介護被保険者に該当しない者については、別表第 2 に定める食費の額

ウ 施行規則に規定する日常生活に要する費用等として、別表第 3 に定める額

エ 法第 51 条の 3 第 2 項第 2 号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに法第 61 条の 3 第 2 項第 2 号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（令和 6 年厚生労働省告示第 86 号。以下「居住等費用に関する告示」という。）の表に規定する従来型個室（老健・医療院等）又は多床室の額

- (3) 介護保険施設サービス 次に掲げる額の合計額
- ア 指定施設サービスに要する費用の額の算定に関する基準（令和6年厚生労働省告示第86号）により算定した額
 - イ 食費に関する告示により算定した基準費用額。ただし、施行規則に規定する要介護被保険者に該当しないものについては、別表第2に定める食費の額
 - ウ 施行規則第79条第3号及び第4号に規定する日常生活に要する費用等として、別表第3に定める額
 - エ 居住等費用に関する告示の表に規定する従来型個室（老健・医療院等）又は多床室の額
- (4) 特別な療養室の使用料及び入所に伴う電気使用料 別表第4に定める額
- (5) 文書手数料 国民健康保険山城病院組合手数料条例（昭和42年組合条例第8号）に定める額
- (6) 死後の処置料 別表第5に定める額
- (7) 前各号の場合において、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税が課される部分があるときは、前各号に定める額に当該部分に係る料金の額に消費税等相当額（消費税法第29条に規定する税率を乗じて得た金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する税率を乗じて得た金額をいう。）を加えた額とする。ただし、1円未満の端数は切り捨てる。

（その他の使用料及び手数料等）

第2条 前条に定めのない使用料及び手数料等は、実費を基準として管理者が別に定める額に消費税等相当額を加えた額とする。ただし、1円未満の端数は切り捨てる。

（徴収の時期）

第3条 料金は末日をもって計算し、翌月の末日までに徴収する。ただし、退所する者の料金は、その際徴収する。

（減免）

第4条 管理者は、特に必要と認める場合は、料金の全部又は一部を免除することができる。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成23年7月13日組合条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、平成23年8月1日から適用する。

附 則（平成24年3月30日組合条例第2号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月20日組合条例第1号）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日組合条例第 3 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日組合条例第 3 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 11 月 26 日組合条例第 7 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 30 日組合条例第 2 号)

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 27 日組合条例第 5 号)

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 9 月 30 日組合条例第 6 号)

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 11 月 11 日組合条例第 8 号)

この条例は、令和元年 12 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 11 月 18 日組合条例第 8 号)

この条例は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 5 月 23 日組合条例第 5 号)

この条例は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 3 月 28 日組合条例第 3 号)

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 1 条関係)

食 費	1 食につき	700 円
利用者の希望による特別サービスに要する費用		実 費
紙 お む つ 費		実 費
特 別 の レ ク リ エ ー シ ョ ン 材 料 費		実 費
日 常 生 活 費		実 費
教 養 娯 楽 費		実 費

別表第2(第1条関係)

食 費	(第2号関係) 朝 300円 昼 700円 夜 600円
	(第3号関係) 1日につき 1,600円

別表第3(第1条関係)

利用者の希望による特別サービスに要する費用	実 費
特別のレクリエーション材料費	実 費
日常生活費	実 費
教養娯楽費	実 費
理容美容サービス費	実 費
洗濯費	実 費

別表第4(第1条関係)

療養室使用料(1日につき)		
区分	A	B
個室	1,500円	2,500円
電気使用料 (1品につき)	50円	

備考 A及びBの区分は、次のとおりとする。

- A 組合市町村の居住者
- B 組合市町村外の居住者

別表第5(第1条関係)

死後の処置料	5,000円
--------	--------